



そのURLのクリック、ちょっと待って! SMSやメールでの“フィッシング詐欺”の相談増加

全国の消費生活センターなどには、事業者や公的機関などの実在する組織をかたるSMS(ショートメッセージサービス)やメールを送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を取ったうえ、クレジットカードなどを不正利用するフィッシング詐欺に関する相談が多く寄せられています。

【フィッシング詐欺対策のチェックリスト】

日ごろからの対策

- ☐ セキュリティソフトや携帯電話会社の対策サービスなどを活用する
- ☐ IDやパスワードなどの使い回しをしない
- ☐ クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細のこまめな確認や、必要最低限の利用限度額設定をする
- ☐ 安全なクレジットカード利用のため本人認証サービスの設定をする

事業者や公的機関などのSMSやメールを見るとき対策

- ☐ 日ごろ利用している事業者名であっても、詐欺を疑い不審な点がないか注意して見る
- ☐ 記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトのURLや、正規のアプリからアクセスする
- ☐ 事前のブックマークがない場合は、事業者などの正規のサイトでフィッシング詐欺に関する情報がないか確認する

フィッシング詐欺の相談事例

大手通販の運営会社からの名前で携帯電話にメールが届いた。メールを開くと、「月会費が引き落としできませんでした」と書いてあり「会員ログイン」という記載があったのでタップして遷移した。切り替わったページにはクレジットカード番号を入力する欄があったのでクレジットカード番号を入力した。後日、クレジットカード会社から連絡があり、第三者に数万円使われたことがわかった。



フィッシングサイトにアクセスしたと気付いたら

- ・ID、パスワード、クレジットカード番号などは絶対に入力しない
- ・フィッシングサイト上のアプリをダウンロードしない

フィッシングサイトに情報を入力してしまったら

- ・同じID・パスワード等を使い回しているサービスを含め、すぐに変更する
- ・クレジットカード会社や金融機関などに連絡する



◆問い合わせ先

消費生活相談窓口(交通環境政策課内) ☎ 0748-52-2500

消費者ホットライン 短縮番号 ☎188 警察相談専用電話 ☎#9110

快適な住まいで地球にやさしいライフスタイルを！

お家の省エネ対策に「活用」ください

◎滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金

滋賀県では、個人用既存住宅を対象に、太陽光発電システムの導入や断熱改修等に係る経費の一部を補助されています。この機会にお家のスマート化に取り組みませんか？

【募集期間】 令和7年5月26日(月)～令和8年2月13日(金)

※令和8年1月31日(土)までに設置完了されたものが対象です。

【対象設備】

太陽光発電システム、蓄電池、高効率給湯器、断熱改修(壁・窓等、窓のみ)など

◎「うちエコ診断」

「うちエコ診断」は、資格を有する「うちエコ診断士」が環境省の専用ソフトを使用し、各家庭のエネルギー消費状況やCO₂排出量を分析・見える化を行うものです。

また、その診断結果から、各家庭の状況に応じた省エネ・節電対策のアドバイスを受けることができます。

【「うちエコ診断」のメリット】

- ①ご家庭のガス代や電気代を平均世帯と比較できます。
- ②ご家庭のどこでエネルギーを使っているか原因がわかります。
- ③ご家庭の光熱費の効果的な削減対策を提案いただけます。

現在、「うちエコ診断WEBサービス」を利用の上、応募された先着400名様にエコグッズがもらえるキャンペーンを実施されています。

※各詳細は、(公財)淡海環境保全財団のホームページをご覧ください。



淡海環境保全財団
ホームページ

◆問い合わせ先

滋賀県地球温暖化防止活動推進センター
交通環境政策課 環境政策担当

☎ 0777-569-5301
☎ 0748-521-6578

家屋の取り壊しや

用途変更をされた方は

届け出をお願いします

家屋の取り壊しについて

家屋の全部または一部を取り壊された方は、家屋取壊届を提出してください。届け出がない場合、翌年も固定資産税が課税される場合があります。家屋を取り壊した年の12月末までに届け出をお願いします。届け出を受理後、現地を確認して実際に建物が滅失されていたら、翌年度からその家屋についての固定資産税は課税されません。

家屋の用途変更について

用途変更とは、住宅を店舗や事務所として使用するなど、建築当時の用途から現在使用している用途が変わったことをいいます。用途変更をされた方は家屋用途変更申告書を提出してください。申告したく、当該家屋にかかる経年減点補正率を次の評価替え時から修正いたします。

届け出方法

家屋取壊届・家屋用途変更申告書を税務課固定資産税担当へ提出してください。届け出用紙は税務課窓口での受け取り、もしくは町のホームページから印刷することができます。



家屋取壊届



家屋用途変更申告書

◆問い合わせ先

税務課 固定資産税担当

☎ 0748-521-6572